

民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものです。

2 調査機関

人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の常勤の従業員を有する県内の民間事業所のうち農業、林業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育、学習支援業、福祉及びサービス業に分類された899事業所（母集団）

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外しました。

(2) 調査対象職種

45職種（うち初任給関係職種11職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に該当した事業所を組織、規模等によって12層に層化し、これらの層から183事業所を無作為に抽出しました。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、役員及び臨時の従業員はすべて除外しました。

5 調査の状況

(1) 事業所

上記4の(1)で抽出した183事業所について調査を行い、そのうち調査の完結した事業所は156事業所です。

(2) 調査実人員

調査実人員は6,418人（うち初任給関係284人）で、調査職種該当者（母集団）の推定数は51,614人です。

6 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行いました。

第16表 産業別、規模別調査事業所数

規 模 産 業	全 規 模	企 業 規 模			事 業 所 規 模		
		500人以上	499～100人	99～50人	500人以上	499～100人	99～50人
産 業 計	156	43	87	26	4	60	92
農 業 ， 林 業							
建 設 業	17	1	14	2		2	15
製 造 業	95	24	52	19	4	48	43
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 ， 郵 便 業	24	10	11	3		7	17
卸 売 業 ， 小 売 業	3	1	2			1	2
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業							
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	17	7	8	2		2	15

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が27箇所ありました。
 2 調査対象事業所183所に占める調査完了事業所156所の割合（調査完了率）は、85.2%です。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、
 「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サー
 ビス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）です。

第17表 給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係 員	24.4 %	18.3 %	— %	57.3 %
課 長 級	19.4	11.7	—	68.9

第 18 表 定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	92.6 %	89.2 %	26.7 %	5.6 %	56.9 %	3.4 %	7.4 %
課 長 級	81.2	79.4	21.9	6.2	51.3	1.8	18.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

第 19 表 初任給の改定状況

学 歴	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	60.8 %	(39.2) %	(60.8) %	— %	39.2 %
高 校 卒	44.2	(33.1)	(66.9)	—	55.8

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものです。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

第 20 表 初任給

学 歴	事 務 ・ 技 術 計	事 務	技 術
	円	円	円
大 学 卒	213,654	207,851	219,363
短 大 卒	178,136	178,001	178,221
高 校 卒	168,420	164,623	170,817

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものです。

第 21 表 家族（扶養）手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		87.1%
配偶者に家族手当を支給する		(86.5%)
家族手当制度がない		12.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	10,708円
	配偶者と子1人	18,389円
	配偶者と子2人	25,888円

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合です。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出しました。

備考 職員の扶養手当の支給月額は、子 10,000円、子以外は1人につき6,500円（行政職給料表8級相当の場合は3,500円、行政職給料表9級相当の場合は支給なし）です。

なお、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算されます。

第 22 表 在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を支給する		在宅勤務を 実施していない
	在宅勤務手当を 支給する	在宅勤務手当を 支給しない	
43.7 %	(24.1) %	(75.9) %	56.3 %

(注) () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合です。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
21.2 %	78.8 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち、在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合です。

第 23 表 特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	357,007 円
	上 半 期 (A ₂)	357,899
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	702,341
	上 半 期 (B ₂)	842,314
特別給の支給割合	下 半 期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$	1.97 月分
	上 半 期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	2.35
	年 間 計	4.32

(注) 1 技能・労務関係職種以外の職種の従業員についての支給状況です。

2 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間です。

第 24 表 冬季賞与の配分状況

区 分	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
2年冬季	% 49.8	% 50.2	% 44.0	% 56.0	% 43.2	% 56.8

第 25 表 職種別平均給与額等

(給与比較職種)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級 (企 業 規 模 別)		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		500人 以上	100人 以上 500人 未 満	50人 以上 100人 未 満
支 店 長	支 店 長	3	45.7	621,628	0	621,628	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 及 び 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	9 級	8 級 ・ 7 級	7 級 ・ 6 級
	工 場 長	6	52.8	701,081	68	701,013				
事 務 部 長	事 務 部 長	118	54.0	590,020	625	589,395	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	9 級	8 級 ・ 7 級	7 級 ・ 6 級
	技 術 部 長	148	51.6	621,215	221	620,994				
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	29	52.3	479,092	354	478,738	上 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 一 課 長 間)	9 級	8 級 ・ 7 級	7 級 ・ 6 級
	技 術 部 次 長	68	52.3	505,650	2,522	503,128				
事 務 課 長	事 務 課 長	224	51.2	504,850	6,174	498,676	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職	8 級 ・ 7 級	6 級 ・ 5 級	5 級
	技 術 課 長	422	48.7	528,574	5,476	523,098				
事 務 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理	39	48.7	469,481	33,997	435,484	上 記 課 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 課 長 に 直 属 し 部 下 に 係 長 等 の 役 職 者 を 有 す る 者 課 長 に 直 属 し 部 下 4 人 以 上 を 有 す る 者 職 能 資 格 等 が 上 記 課 長 代 理 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 長 代 理 及 び 課 長 代 理 級 専 門 職 中 間 職 (課 長 一 係 長 間)	6 級 ・ 5 級	4 級	4 級
	技 術 課 長 代 理	101	45.9	426,656	45,513	381,143				
事 務 係 長	事 務 係 長	382	46.7	421,692	47,118	374,574	係 長 及 び 係 長 級 専 門 職	4 級 ・ 3 級	3 級	3 級
	技 術 係 長	562	44.2	475,953	68,427	407,526				
事 務 主 任	事 務 主 任	285	42.1	377,394	43,186	334,208	中 間 職 (係 長 一 係 員 間)	2 級	2 級	2 級
	技 術 主 任	393	37.8	395,057	52,459	342,598				
事 務 係 員	事 務 係 員	1,440	36.6	298,038	30,912	267,126		1 級	1 級	1 級
	技 術 係 員	1,783	33.2	301,103	40,570	260,533				

- (注) 1 「きまって支給する給与」とは、基本給、各種手当、時間外手当等月ごとに支給されるすべての給与をいいます。
 2 給与比較職種の表中「対応級」とは、公民給与比較における民間の職種に対応する行政職給料表の職務の級をいいます。
 3 「X」は、調査実人員が1人の場合です。
 4 中間職(〇〇-△△間)とは、〇〇と△△の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から、職責が〇〇と△△の間に位置付けられる者をいいます。

(その他の職種)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和3年4月分平均給与月額				備 考
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	20	47.2	478,987	2,626	476,361	2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長
	研 究 室 (係) 長	9	43.2	432,793	65,544	367,249	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	6	32.8	373,596	75,330	298,266	下記研究員より上位の者(研究所長 の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	45	40.9	337,239	25,034	312,205	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—	
	大 学 教 授	—	—	—	—	—	
	大 学 准 教 授	—	—	—	—	—	
	大 学 講 師	—	—	—	—	—	
	大 学 助 教	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 校 長	X	X	X	X	X	
	高 等 学 校 教 頭	4	53.5	510,517	750	509,767	
	高 等 学 校 教 諭	46	44.5	412,747	14,240	398,507	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業 所において業務に従事している者を 除く。
	守 衛	—	—	—	—	—	
	用 務 員	—	—	—	—	—	

第26表 定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0	79.7	20.3	—

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

第27表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		28.7	17.8	71.3
非 管 理 職		45.5	37.4	54.5

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含みます。

(第28表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合です。

第28表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
66.1	67.0

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合です。